

特 定 自 動 運 行 許 可 の 失 効

許 可 証 番 号	第 1 号
許 可 者	東京都公安委員会
許可失効者	特定自動運行実施者の 氏名又は名称 (法人にあってはその 代表者の氏名) B O L D L Y株式会社 代表取締役 北内 諒
特 定 自 動 運 行 の 経 路	羽田イノベーションシティ (所在地：東京都大田区羽田空港1-1-4) 構内の循環経路約800m
特 定 自 動 運 行 を 行 う 日 及 び 時 間 帯	平日・土日・祝日の終日運行 (午前9時から午後5時までの間は特定自動運行に関する視察や施設におけるイベント等の予約に応じて不定期運行。午後5時から午前9時までの間は利用者の求め等に応じて不定期運行。)
許 可 失 効 年 月 日	令和8年2月4日
備 考	返納理由 特定自動運行を行わないこととしたため